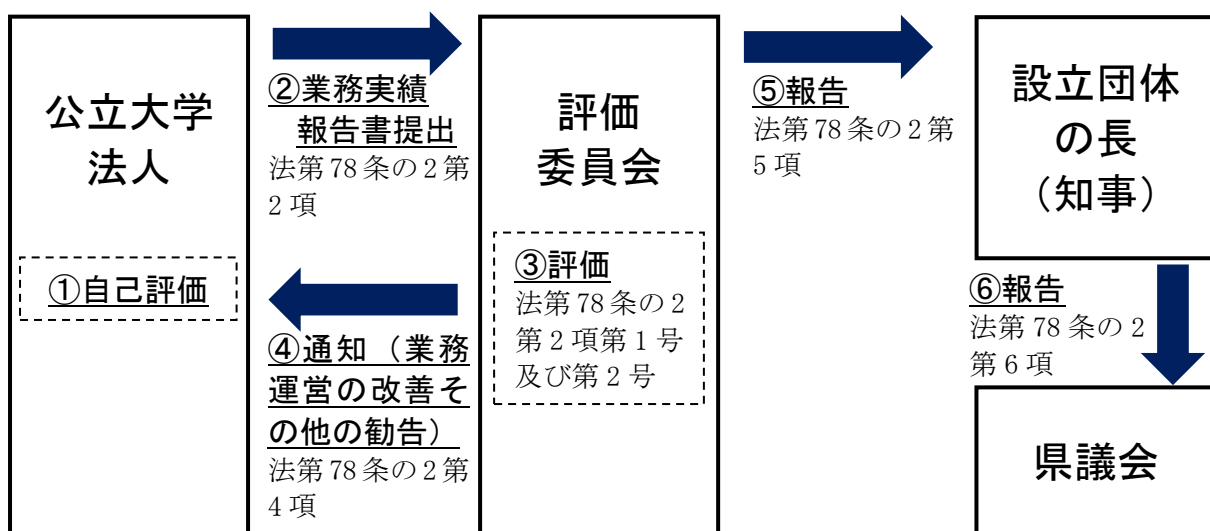


中期目標期間における業務実績評価（期間評価）について

1 趣旨

- 公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定により、中期目標期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受ける必要がある。（法第 78 条の 2 第 1 項）
- 評価委員会は法人から提出される業務実績報告書を基に、業務の実績について評価を行い、その結果を大学に通知し、知事に報告するとともに、公表しなければならない、とされている。（法第 78 条の 2 第 4 項及び第 5 項）
- なお、知事は評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会へ報告することとされている。（法第 78 条の 2 第 6 項）

2 手続きに係るイメージ図



3 評価の方法

- 法人が提出する業務実績報告書を基に、「項目別評価」と「全体評価」により評価。

（1）項目別評価

- 中期計画の最小項目（50項目）ごとの実施状況について、中期目標・中期計画の達成状況を「1～4」の4段階で評価。
- 最小項目ごとの評価を踏まえ、中期計画の「1 大学の教育研究等の質の向上」については中項目、それ以外については大項目ごとに「1～4」の4段階で評価。

（2）全体評価

- 項目別評価を踏まえ、中期目標・中期計画の達成状況について総合的に評価。